

# 障がい学生支援室

多様な特性のある学生を含めたインクルーシブな教育環境を目指しています



## 障がい学生支援室は修学支援を行います

さまざまな障がいのある学生と一緒に学んでいます

障がい学生支援室では、障がいのある学生に対して、主に修学上の合理的配慮の提供に関する業務を行っています。修学支援にあたっては、教育組織、事務組織、支援組織から構成される「個別支援チーム」を立ち上げ、合理的配慮の内容の検討や修学がうまくいっているかどうかのモニタリングをチームで連携しながら行います。特に、身体障がい（例：視覚障がい、聴覚障がい、運動障がいなど）のある学生に対しては、学生サポーターとともに、必要な支援を提供します。本学の障がい学生支援室の特色は以下の3つです。

1

### 個別支援チーム

希望する学生に対しては、個別支援チームを設置して関係者と連携しながら支援を提供します

2

### 学生サポーター

約100名の学生が学生サポーターに登録し、支援の必要な学生に対して支援を提供しています

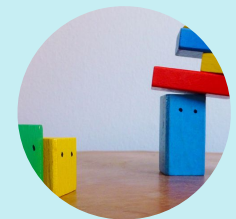
3

### 理解啓発活動

学内の構成員を対象とした、さまざまな障がいに関するセミナーを年2回実施しています



保健管理センター  
医師やカウンセラー  
が相談や診療を行います



学生相談室  
カウンセラーが学生  
生活上の相談に応じ  
ます



学生キャリア支援室  
キャリア形成や就職  
活動など進路に関す  
る相談を受け付けて  
います

※困りごとの内容に応じて、複数の相談室を利用している学生もいます

## 学生サポーターによる支援

約100名の学生が学生サポーターに登録し、支援活動に参加しています

本学の支援の一部は、学生サポーターが担っています。教育現場で必要な支援のスキルを利用学生とともに学ぶこともできます。学生サポーターと支援利用学生を対象としたワークショップにも参加できます。

### <支援の活動例>

- ・ ノートテイク（PC要約筆記、自動音声認識結果の修正）…授業中の音声情報を文字に変換します。
- ・ 字幕作成…授業で使用する動画の字幕ファイルを作成します。
- ・ 手話通訳…授業中の音声情報を手話で通訳します。
- ・ 移動支援…視覚障がいや車いす利用者の学生に対して、必要に応じて移動時の支援を行います。



## 学生サポーター募集

障がいのある学生に対して支援を提供する学生を募集しています。経験や学年は問いません。

初心者の方には研修を行い、必要なスキルを身に受けた上で、協力可能な日時に支援活動に参加していただきます。支援者には活動時間に応じて、大学から謝金をお支払いします。学生サポーターの登録にあたっては、以下のQRコードから登録のお手続きをお願いします。



## 問い合わせ先

東京学芸大学 障がい学生支援室

〒184-8501 東京都小金井市貫井北町4-1-1

東京学芸大学 中央6号館1階

[TEL] 042-329-7905

[Mail] gsupport@u-gakugei.ac.jp



<授業における合理的配慮の提供を希望する方へ>

本学の障がい学生支援室では、以下のような手続きを経て、修学上の合理的配慮を提供しています。修学上の合理的配慮の提供以外にもご相談がある場合には、学内の他の相談機関をご紹介することもあります。修学上のご相談がある場合には、お早めに障がい学生支援室へお問合せください。

	手続き	留意点等	提出書類
1	障がい学生支援室に合理的配慮の提供を希望することを伝える	必ず学生本人が申請してください。申請書は障がい学生支援室のスタッフと一緒に書きます。その際、障がいの内容や程度を示す根拠資料も一緒にご提出ください。  ※状態が変化しやすい特性等の場合には、最新の診断書等をご提出ください。診断書のフォーマットを用意しています。難しい場合には別途ご相談ください。	・支援申請書【様式1】 ・根拠資料（6ヶ月以内の診断書【様式2】、障害者手帳など）
2	個人情報の取り扱いについて確認する	障がい学生支援室のスタッフと書面（支援申請書の裏面）で確認をします。	・個人情報の取り扱いに関する同意書【様式1】
3	合理的配慮を希望する内容について、障がい学生支援室と相談する	障がい学生支援室が申請者のニーズを聞き取り、申請者と一緒に合理的配慮の内容（案）を作成します。	
4	個別の支援チームを設置してもらう  ※障がい学生支援室が行いますので、申請者にはありません。	合理的配慮の内容を確認したり、修学がうまくいっているかについて情報共有を行うチームを設置します。申請者の所属する教室主任、指導教員、障がい学生支援室長、障がい学生支援室員、学生課、学務課がコアメンバーです。必要に応じて、保健管理センターの精神科医や学生相談室のカウンセラーが加わります。  個別支援チームが設置されたら、合理的配慮の内容（案）について確認します。必ずしも申請者の希望に添えない場合もあります。	
5	配慮願いを配布する	個別支援チーム内での確認が終わったら、障がい学生支援室が「障がいのある学生に対する合理的配慮のお願い」を発行します。申請者は各授業担当教員に配布します。授業担当教員と授業内容に応じて配慮内容の詳細や変更について話し合いを行うことがあります。	・障がいのある学生に対する合理的配慮のお願い【様式3】
6	障がい学生支援室と面談を行う	合理的配慮の提供によって、社会的障壁が低減されたか（修学がうまくいっているか）の確認を行います。Teams上でのやりとりや、対面の面談を通して行います。	
7	（必要に応じて）配慮願いを修正する	必要に応じて配慮内容の見直しを行います。（半期に1回見直しを行います。）	